

## 第1 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス\*、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からその発見が困難な家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（性別は問わない。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向が見られます。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者の救済が困難な状況にあります。

DVは、固定的性別役割分担意識、経済力の格差など、今日の社会における構造的な問題であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重大な課題です。

女性に対する暴力は、平成7年の第4回世界女性会議において優先度の高い重大な問題の一つとして位置付けられてから、国際的にも大きく取り上げられるようになり、我が国においても平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律\*」（以下「配偶者暴力防止法」という。平成25年改正により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。）が制定されました。

本県では、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現を目指して、「埼玉県男女共同参画推進プラン」（平成13年度策定）にて「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つと位置付けるとともに、平成16年の配偶者暴力防止法改正を踏まえて、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、DV対策に取り組んできました。平成29年には第4次計画を策定し、更なる取組の推進を図っています。

こうした中、DVと児童虐待が併存する事案への対応が急務となっていることから、令和2年に改正配偶者暴力防止法が施行され、更なるDV対応と児童虐待対応の連携強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間が増加したことなどによりDVの問題が浮き彫りとなっています。

本計画は、DVを取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、より一層のDV対策を推進するため、新たな計画（第5次）として策定するものです。

### 2 計画の位置付け

配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して策定する埼玉県の基本的な計画です。

「埼玉県男女共同参画基本計画\*」の基本目標「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として位置付けます。

県が市町村など関係機関や民間の支援団体と相互に連携して施策の推進に取り組むための計画です。

### 3 計画の対象

配偶者暴力防止法に規定する「配偶者からの暴力」に加え、若年者を中心としたデートDV\*も深刻になっていることや、デートDVの防止は将来の「配偶者からの暴力」の予防にもつながることから、デートDVも合わせ「配偶者等からの暴力」とし対象としています。

なお、「配偶者等からの暴力」と関連の深い課題である、ストーカー行為\*など特定の相手からの暴力、性暴力に関する施策についても本計画の実施施策の一部に盛り込んでいます。

#### ○ 配偶者等からの暴力

- ・ 配偶者暴力防止法第1条で規定する配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）及び同法第28条の2に基づき同法を準用する生活の本拠を共にする交際相手からの暴力（配偶者からの暴力）
- ・ 生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）

「暴力」には次のように身体的暴力だけではなく、精神的、性的暴力なども含みます。（なお、保護命令\*の申立ては、「配偶者からの暴力」のうち、身体的暴力及び生命または身体に対する脅迫に限ります。）

#### 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。

例) 平手でうつ/足でける/身体を傷つける可能性のあるものでなく/げんこつでなく/刃物などの凶器を体につきつける/髪をひっぱる/首をしめる/腕をねじる/引きずり回す/物をなげる

#### 精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。

例) 大声でどなる/「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う/実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックする/何を言っても無視して口をきかない/毎日の行動を細かく監視する/自殺をほのめかす/人の前でバカにしたり命令するような口調でものを言ったりする/大切にしているものをこわしたり、捨てたりする/

上記はいわゆる「モラハラ」(モラルハラスメント)と表現されることもあります。

#### 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。

例) 嫌がっているのに性行為を強要する/中絶を強要する/避妊に協力しない見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

#### 経済的暴力

金銭的な自由を奪い、経済的に弱い立場に立たせるといったもの。

例) 生活費を渡さない/外で働くなと言ったり仕事をやめさせたりする/  
貯金を勝手に使われる/無理やり借金をさせられる/

#### 子供を利用した暴力

子供を利用して精神的苦痛を与えるといったもの。

例) 子供に暴力をふるうことで恐怖心を与える/被害者の方が悪いと子供に  
思わせる/子供に危害を加えると言っておどす/子供に暴力行為を見せる  
子供のしつけがなっていないと被害者を責める/  
子供に暴力をふるうよう命令する

## 4 計画の期間

令和4年度(2022年度)から 令和8年度(2026年度)までの5年間

## 5 計画の目標

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

- |      |                            |
|------|----------------------------|
| 基本目標 | 暴力を許さない社会づくりの推進【予防啓発】      |
| 基本目標 | 被害者の安全確保と支援体制の充実【相談・保護】    |
| 基本目標 | 安心して生活再建するための自立支援の充実【自立支援】 |
| 基本目標 | 子供の安全確保と健やかな成長への支援         |
| 基本目標 | 民間団体との連携・協働の推進             |

## 6 計画を推進するための基本的な視点

- 被害者の立場に立った切れ目のない支援
- 被害者及びその関係者に対する安全の確保への配慮
- 県、市町村、関係機関、民間団体による被害者支援ネットワークの構築

## 7 計画の推進における県と市町村の役割

<b>県</b>	<p>広域的な自治体として、広域的、先駆的、専門的な施策を推進する役割を担います。特に、福祉、保健、医療、就労、教育、警察、司法など各分野の専門機関、民間団体等との広域的な連携の強化を図ります。</p> <p>市町村における相談・自立支援などの被害者支援の取組に対する支援を行います。市町村の配偶者暴力相談支援センター*設置に向けた支援を行います。</p> <p>施策の推進に関する総合調整機能を発揮し、人材育成などを含む県全体のDV対策の推進体制の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県の配偶者暴力相談支援センター( 婦人相談センター*及び県男女共同参画推進センター* )は連携しながら被害者支援を担います。</li><li>○ 婦人相談センターは被害者支援の中核として相談・保護を行うとともに市町村に対する助言や情報提供、広域調整等を行います。</li></ul>
<b>市町村</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 基礎的な自治体として、被害者とその家族にとって身近な相談窓口であり、被害の発見や相談への対応、安全の確保、被害者の自立において必要な多くのサービスを提供する重要な役割を担っています。このため、被害者の状況、緊急度等を的確に把握して、関係する市町村内外の機関との連携を図り被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行っていく必要があります。</li><li>○ 配偶者暴力防止法において努力義務となっている「配偶者暴力相談支援センター」の設置についても、取組を進めていく必要があります。</li></ul>

## 8 計画の推進体制

- 庁内の関係課所で構成する「DV対策推進庁内会議」において、本計画の推進、連絡調整、進行管理及び各施策の検証を行います。
- 庁内外の関係機関で構成する「埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議<sup>\*</sup>」(以下「DV対策関係機関連携会議」という。)において、本計画の推進状況等に係る意見聴取を行います。また、被害者支援に当たり、関係機関の連携体制の構築を図ります。

県が設置する苦情処理機関「埼玉県男女共同参画苦情処理機関<sup>\*</sup>」において、DVに関する県の施策や人権侵害事案について、県民からの苦情申出を適切かつ迅速に処理します。

関係法令の改正及び国の動向、他都道府県の実施事例などについて情報収集・調査分析を行うとともに、これらの推進体制により実効性のある施策にするよう取り組んでいきます。

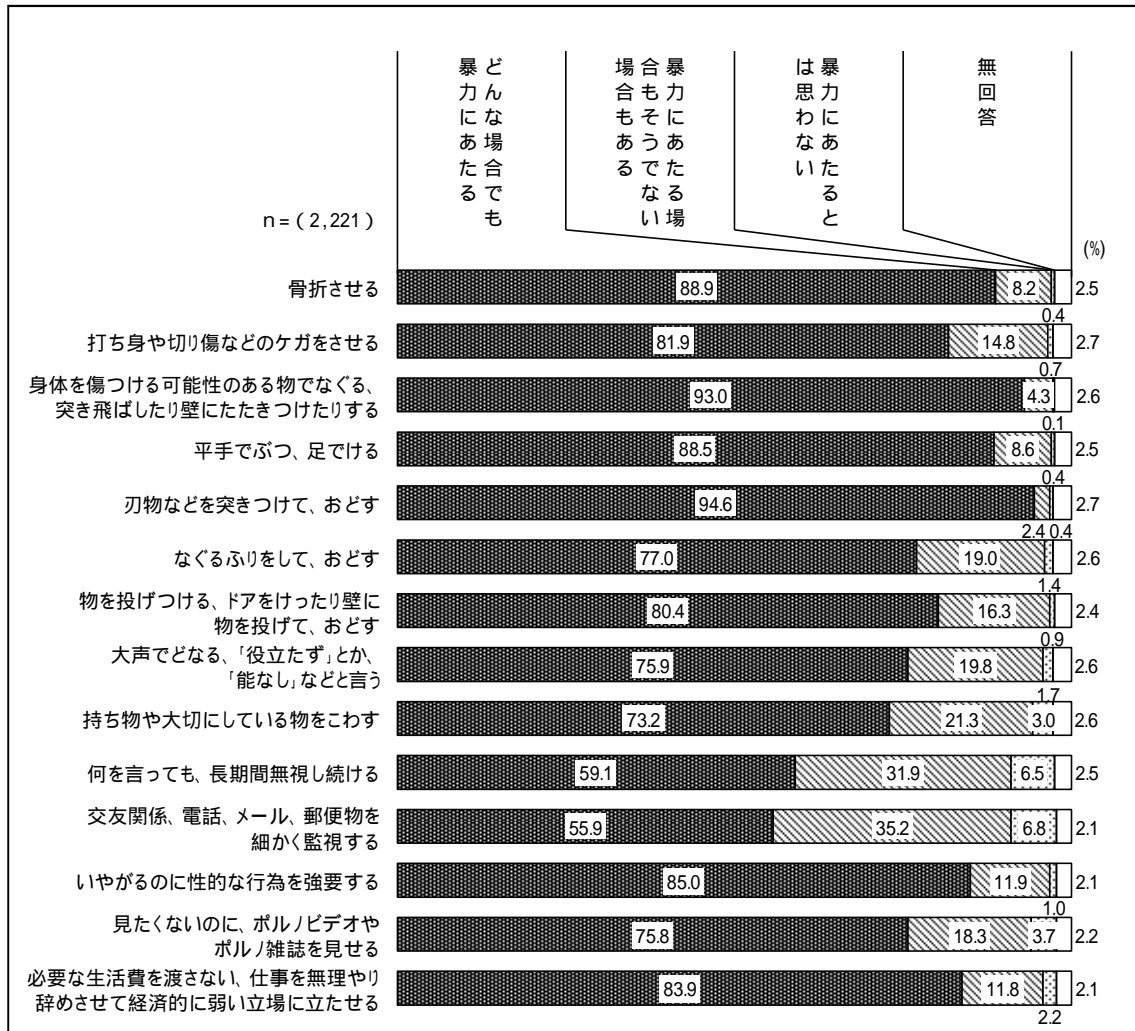
## 9 本県におけるDVの現状

### (1) 配偶者等からの暴力

県が実施した「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、夫婦(事実婚や別居中も含む)の間において「どんな場合でも暴力にあたる」と考える人が多いのは、「骨折させる」など「身体的暴力」に関するものです。

一方、「交友関係、電話、メール、郵便物を細かく監視する」などの「精神的暴力」などは「暴力にあたると思わない」と考える人も少なくありません。

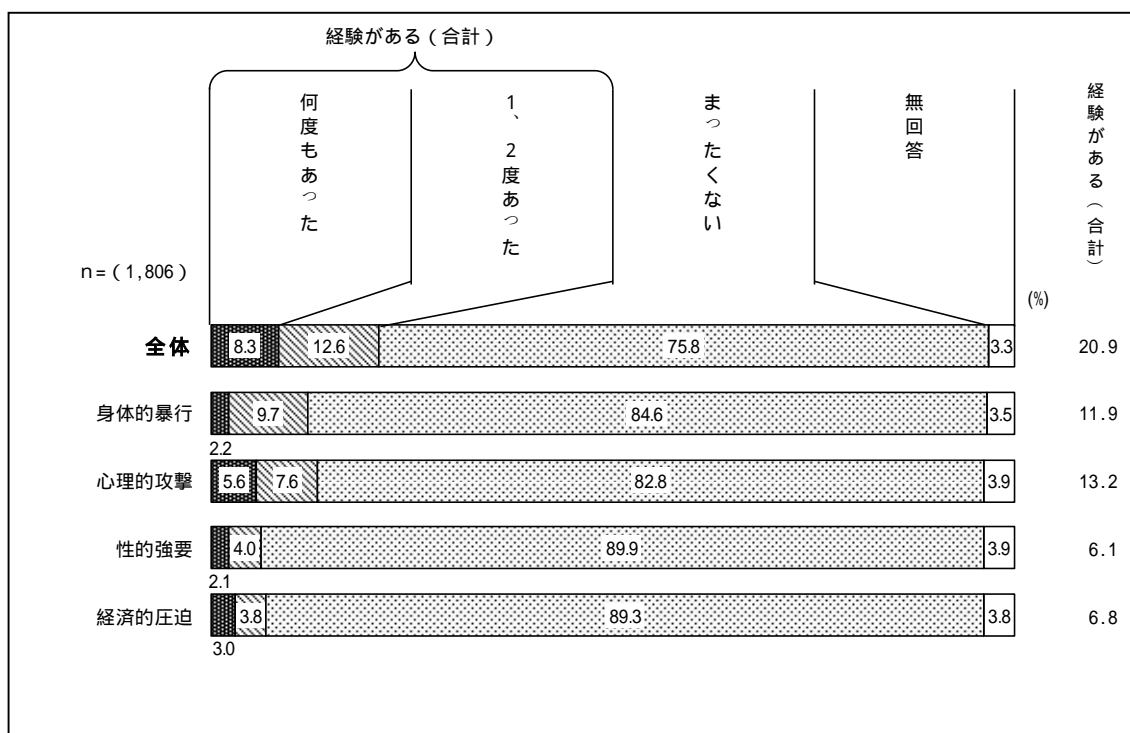
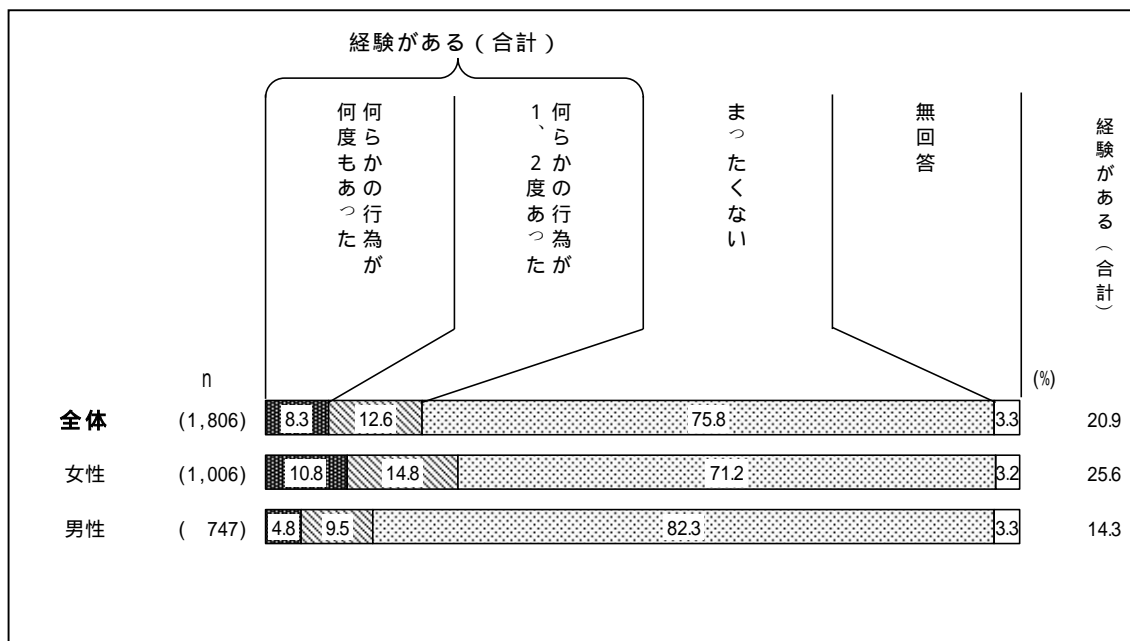
< 図 - 1 夫婦間の暴力と認識される行為 >



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

同調査において、現在又は過去に配偶者がいる(いた)人のうち、配偶者等<sup>(注)</sup>からの何らかの暴力の被害経験のある人は5人に1人に上り、女性においては4人に1人となっています。

< 図 - 2 配偶者等からの暴力の被害経験 >

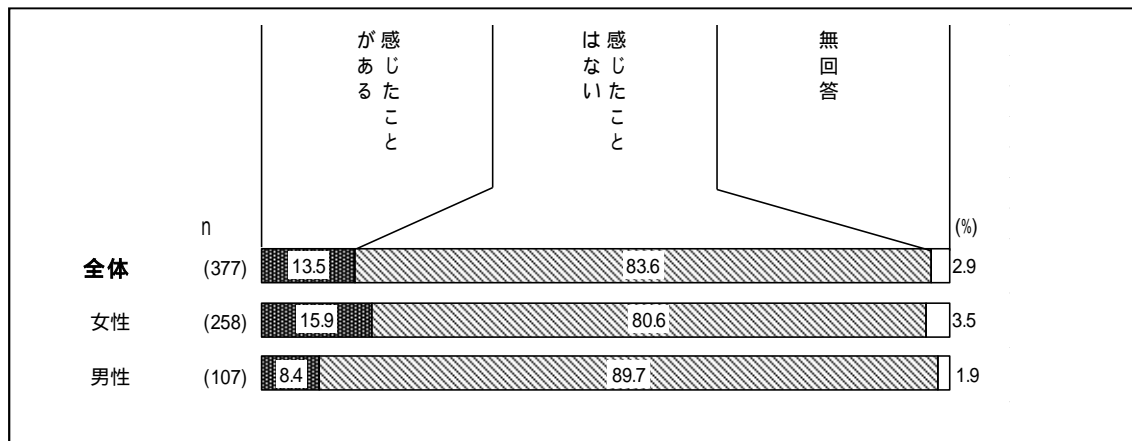


(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

(注) この設問の対象は、事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別、死別した相手、事実婚を解消した相手)としています。デートDVは含みません。

被害の経験がある方のうち、女性の6人に1人は相手の行為によって命の危険を感じたことがあると回答しています。

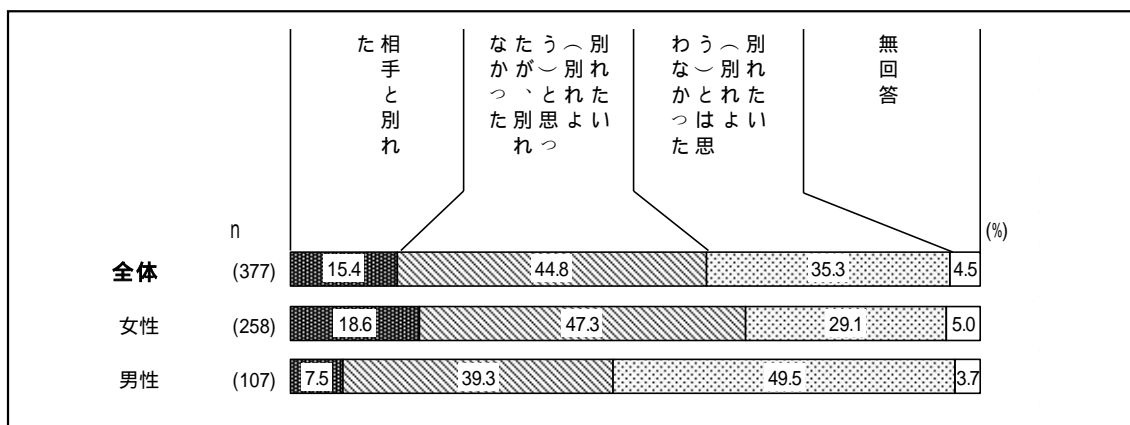
<図 - 3 配偶者等からの暴力により命の危険を感じたこと>



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

その一方で、暴力を受け、実際に相手と別れたい(別れよう)と思ったが別れなかった人が5割近くを占めています。

<図 - 4 配偶者等から暴力を受けた時の対処(心情)>



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

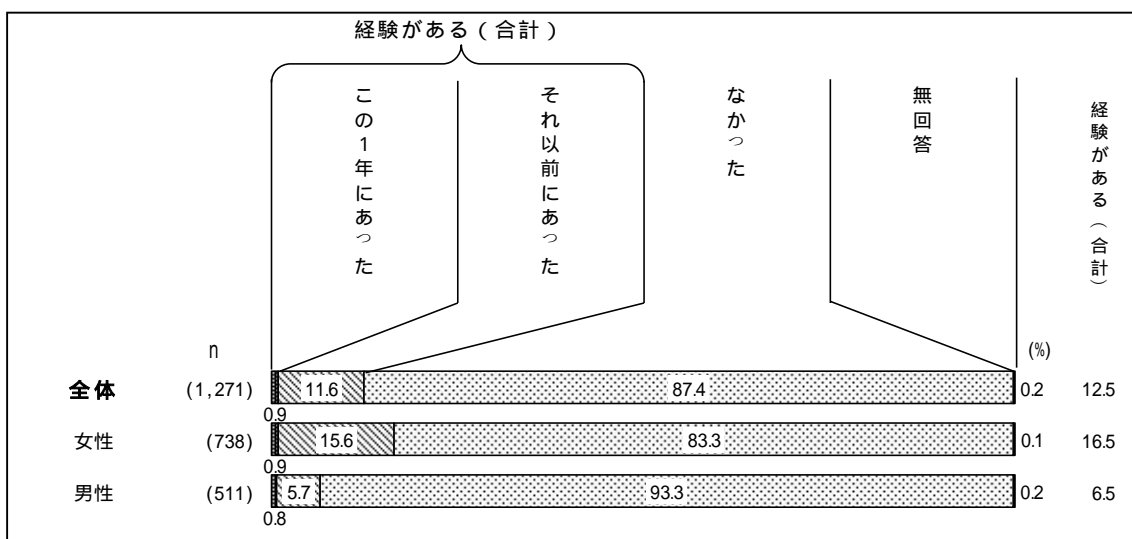


(2) 交際相手からの暴力

交際相手との間で、暴力の加害者にも被害者にもならない、お互いが対等な関係を作っていくことは、DVへの予防にもつながります。

県が実施した「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、結婚相手以外の交際相手から被害を受けたこと（いわゆるデートDV）があった人は8人に1人に上ります。

<図 - 5 交際相手からの暴力の被害経験>

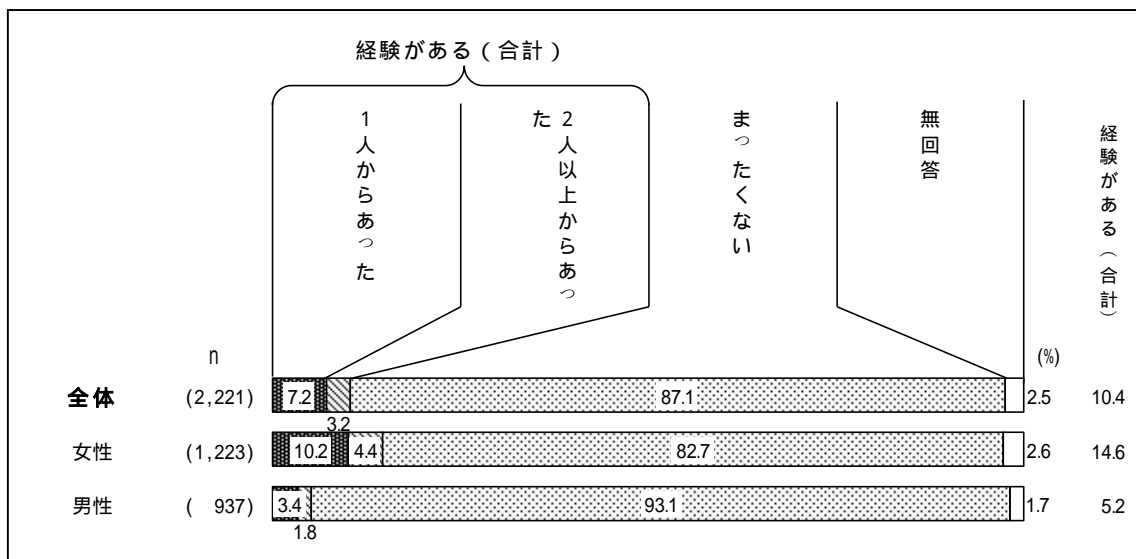


(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

### (3) 特定の相手からの暴力

県が実施した「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、「特定の異性から、執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メールなどの被害があった」という回答は約1割でした。

<図-6 特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害経験>

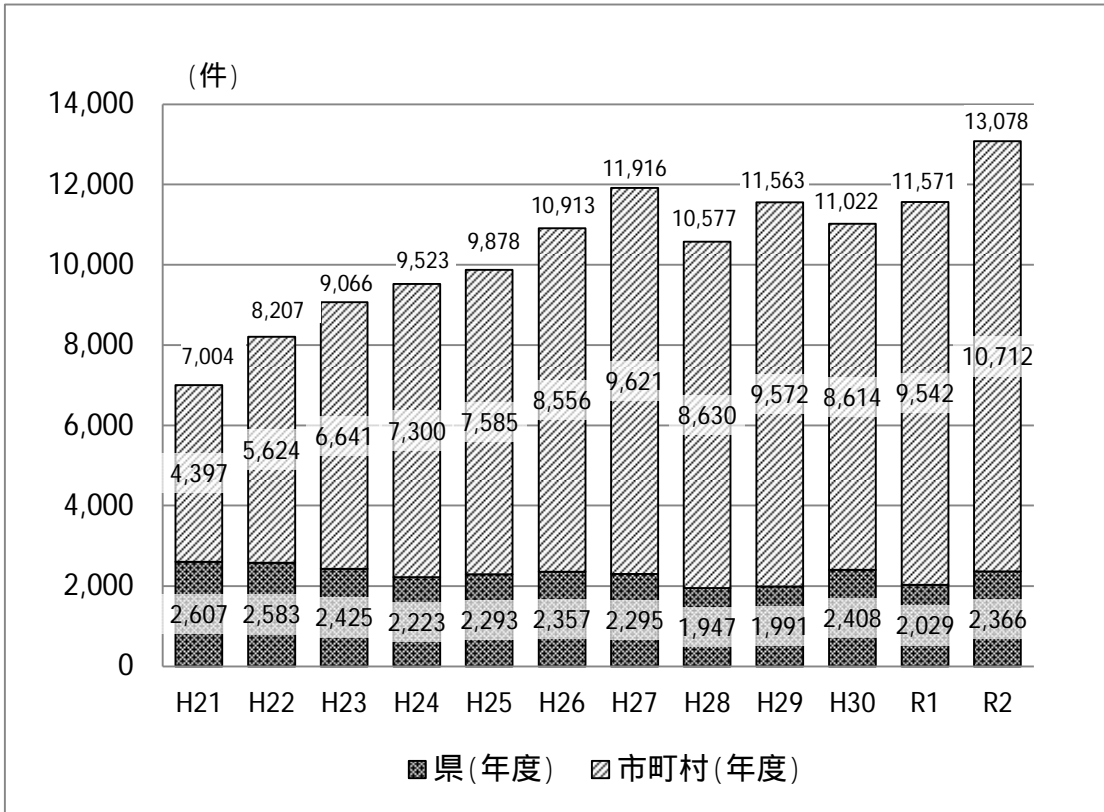


(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

(4) 相談

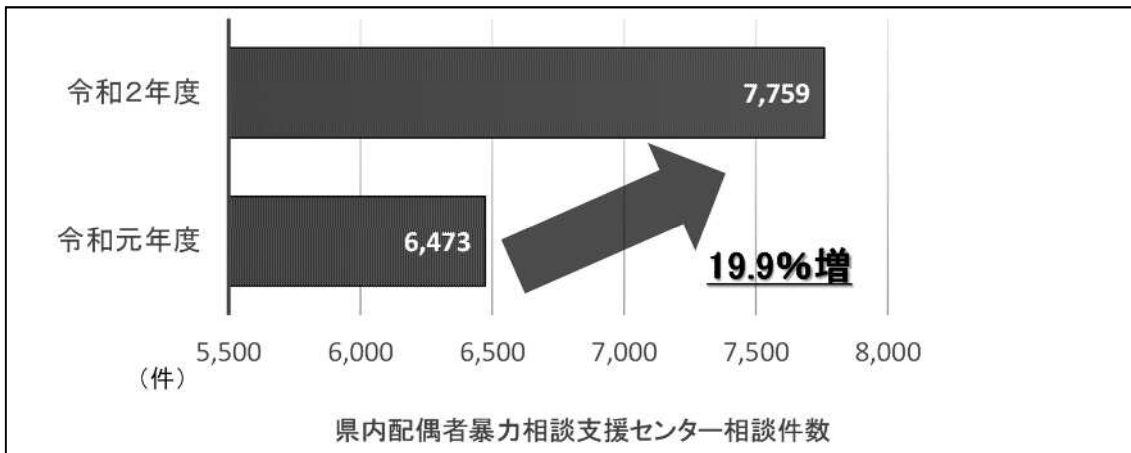
DV被害者の相談について本県では、配偶者暴力相談支援センターや県福祉事務所、市町村、警察など各機関で行っており、コロナ禍において件数は増加傾向にあります。

< 図 - 7 DV相談受付件数の推移 >



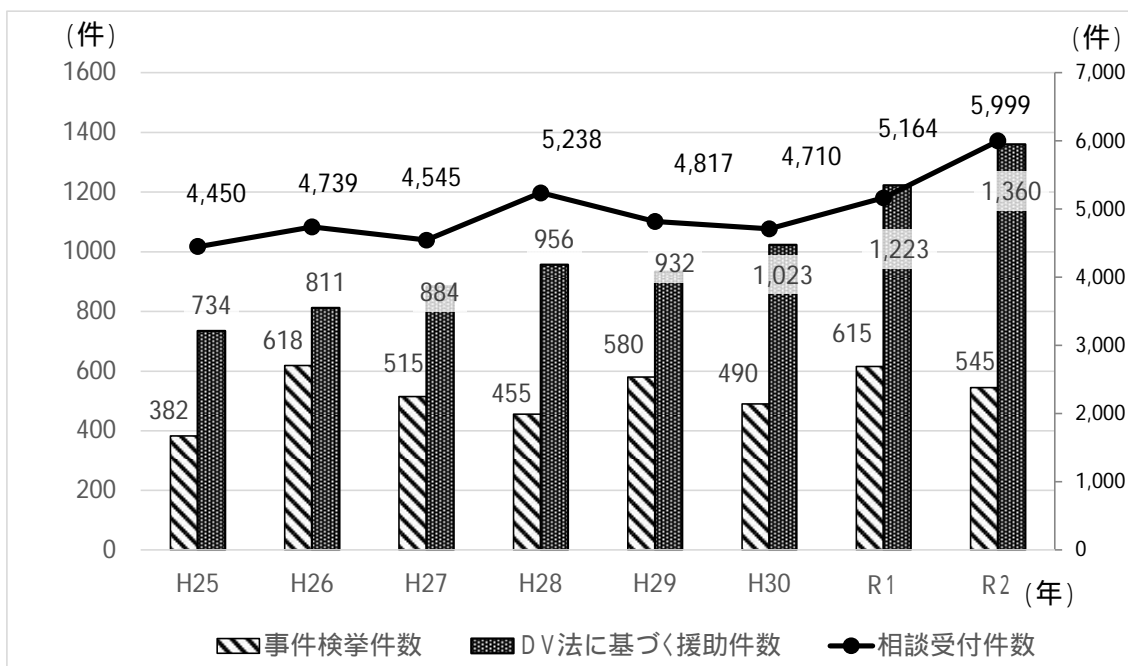
埼玉県男女共同参画課調べ

< 図 - 8 コロナ禍における県内配偶者暴力相談支援センター(22か所)における相談件数の状況 >



埼玉県男女共同参画課調べ

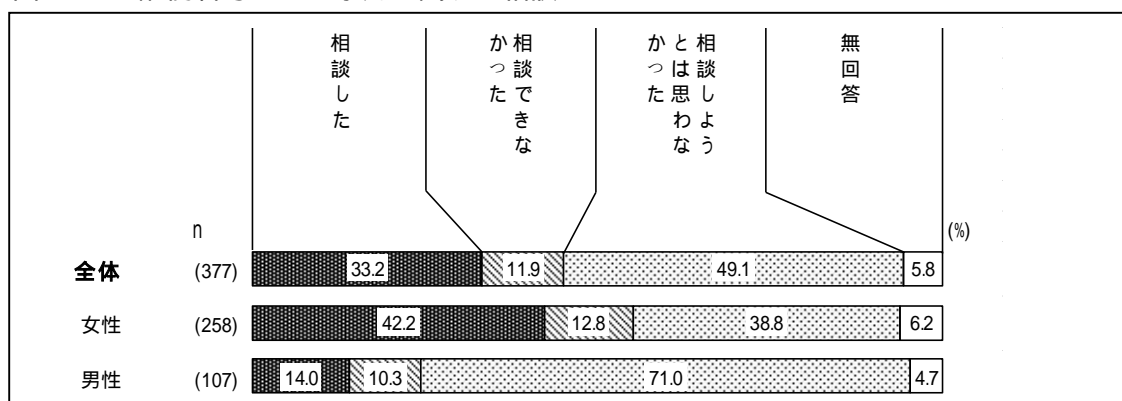
< 図 - 9 埼玉県警察のDV事案取扱いの推移 >



(出典) 埼玉県警察「令和3年版 警察のあゆみ」より作成

一方で、被害者の実数は把握できませんが、県が実施した「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると被害経験者のうち相談した人は約3割にすぎないことから、潜在的な被害者が未だ数多く存在すると考えられます。

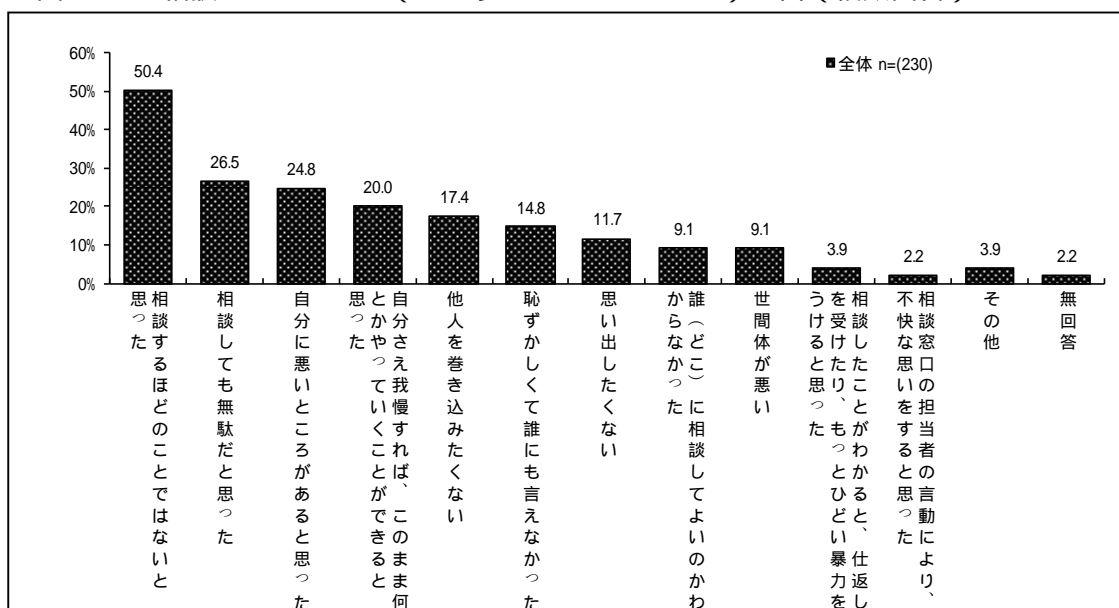
< 図 - 10 配偶者等からの暴力に関する相談 >



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

被害経験者のうち相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思った」が50.4%と最も高く、「相談しても無駄だと思った」が26.5%、「自分に悪いところがあると思ったから」が24.8%、「自分さえ我慢すれば」が20.0%となっており、DV防止に対する意識啓発が強く求められます。

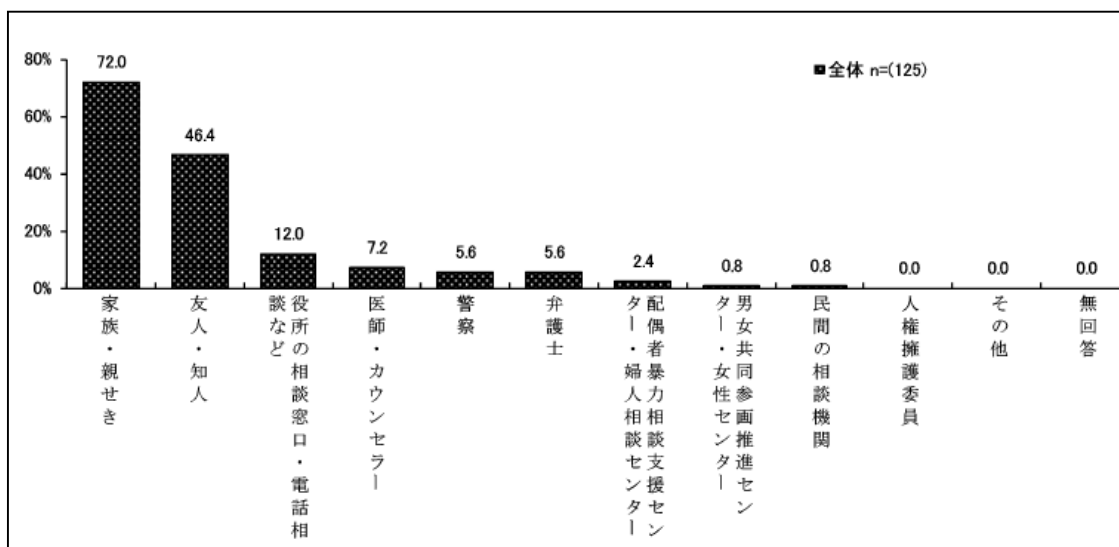
< 図 - 1 1 相談できなかった（しようとは思わなかった）理由（複数回答） >



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

また、被害経験者が相談した相手として、「家族・親せき」が72.0%、次いで「友人・知人」が46.4%と上位回答となっています。

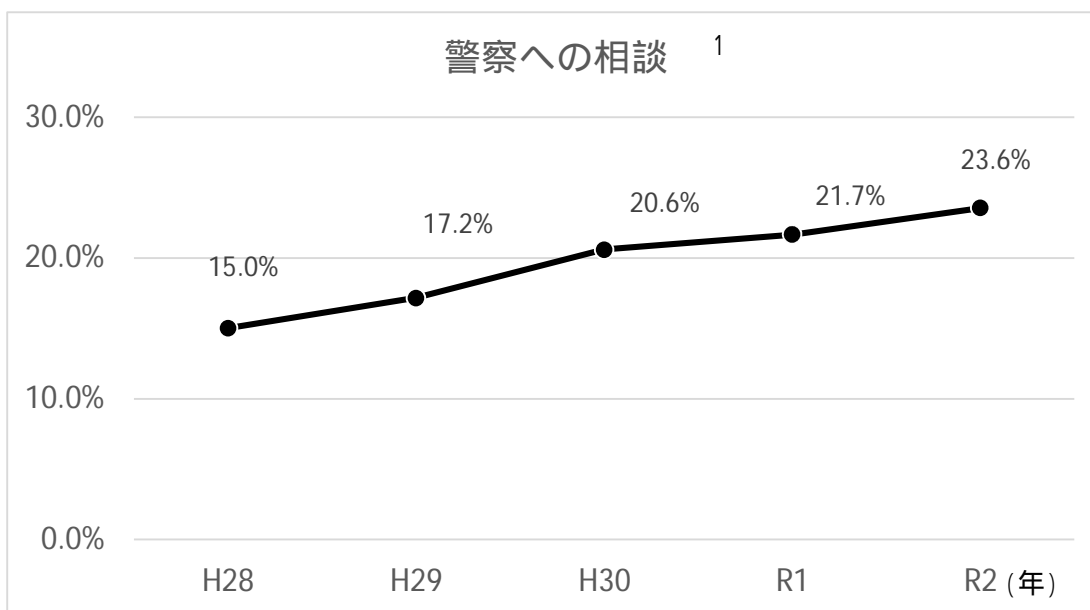
< 図 - 1 2 配偶者等からの暴力について相談した相手（複数回答） >



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

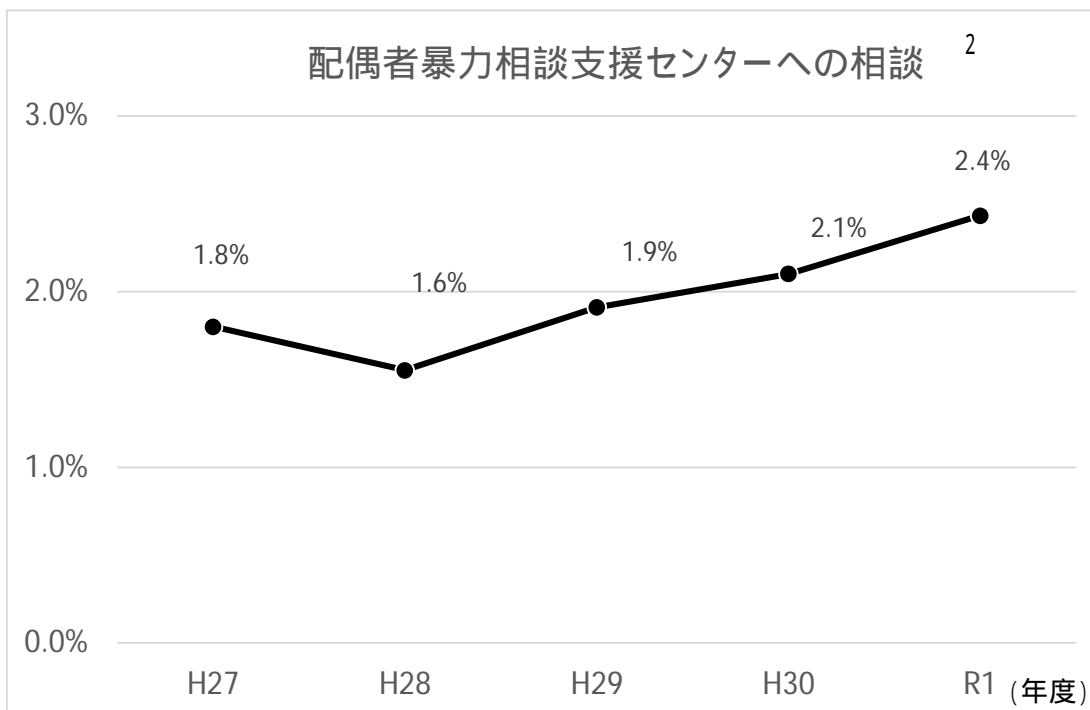
なお、DVの被害者は性別を問いませんが、相談の割合は女性が多くなっています。一方で、男性からの相談の割合も増加の傾向にあります。

<図 - 13 男性からのDV相談の割合の推移（全国）>



警察庁調べ

1 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を元に算出。

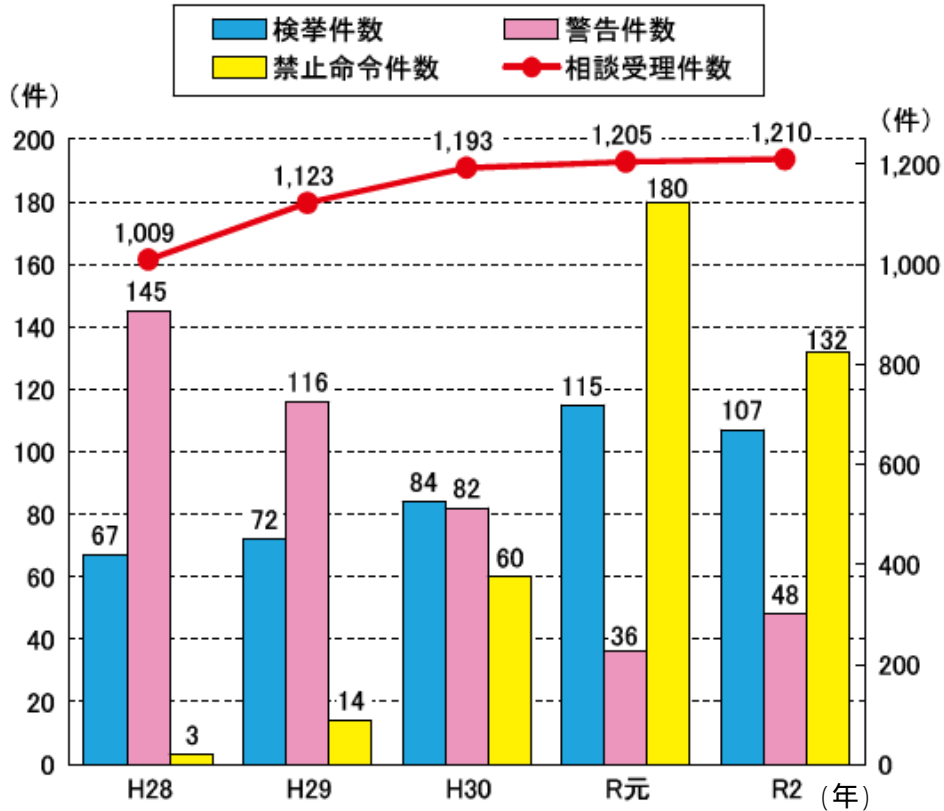


内閣府男女共同参画局調べ

2 全国の配偶者暴力相談支援センター（都道府県及び市町村設置）で受けた配偶者からの暴力が関係する相談件数を集計した結果を元に算出。

県内のストーカー事案の相談受理件数は、過去5年間1,000件を超える状況が続くなど、依然として高い水準で推移しています。

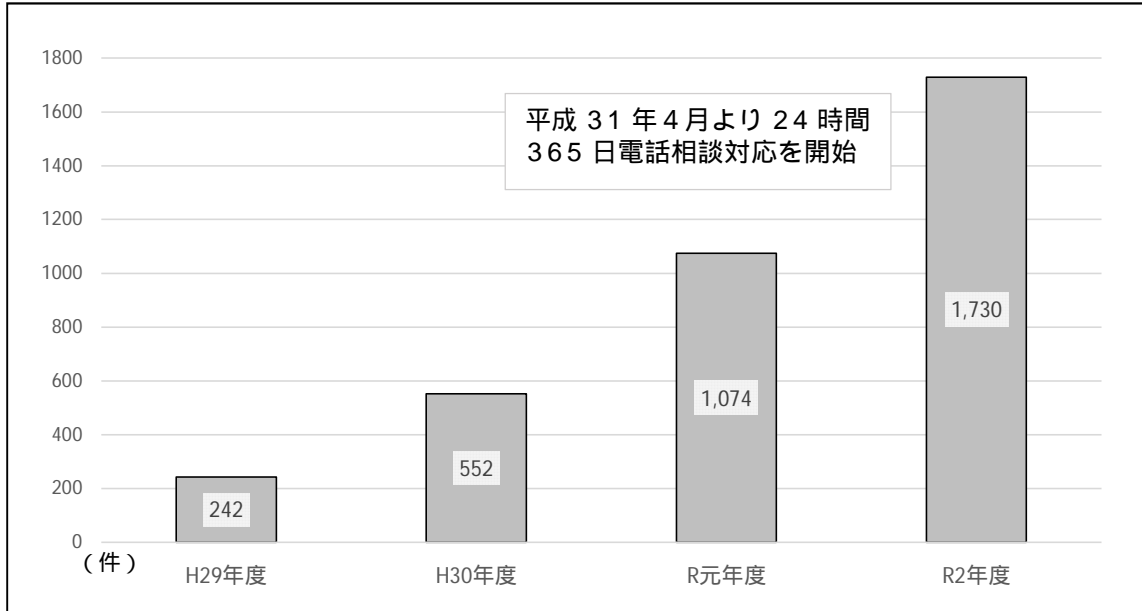
<図 - 14 埼玉県警察によるストーカー事案取扱いの推移>



(出典) 埼玉県警察「令和3年版 警察のあゆみ」

県内の性暴力等犯罪被害の相談件数は、増加傾向にあります。

< 図 - 15 性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン）\*の相談件数 >



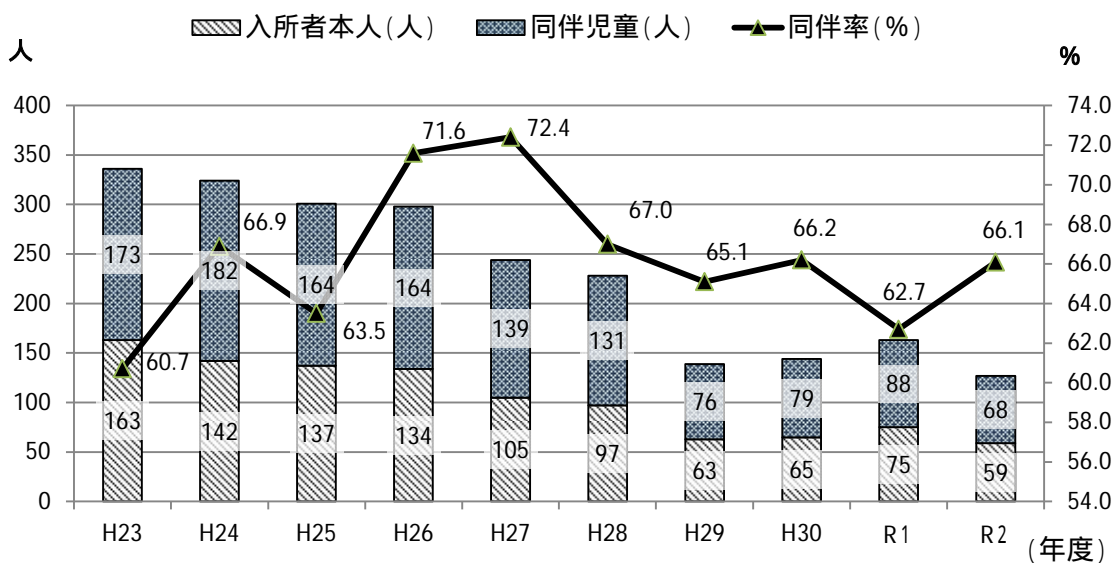
県防犯・交通安全課調べ



(5) 一時保護

一時保護は、県一時保護施設で実施しています。被害者の様々な事情により、必要に応じて県内外の民間シェルター\*や社会福祉施設\*への一時保護委託や、他都県の保護施設との広域相互利用なども活用していますが、件数は減少傾向にあります。

< 図 - 16 DV被害者等の一時保護人数の推移 >

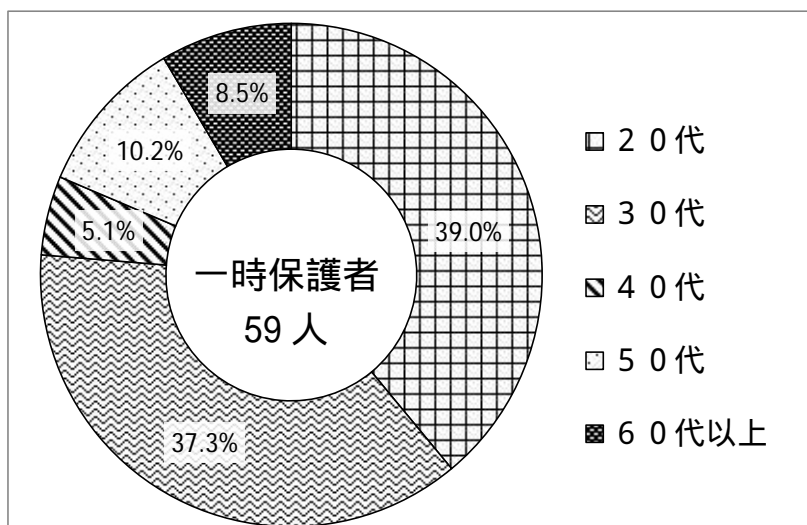


埼玉県婦人相談センター調べ

一時保護者の年齢別状況では8割近くを20代～30代で占めています。被害者が子供を同伴するケースも多く、被害者本人の数を子供が上回っている現状にあります。虐待\*を受けた子供(DVを目撃した子供を含む)も多いことから、一時保護期間中においても保育や学習支援を含めた適切な援助が必要となっています。

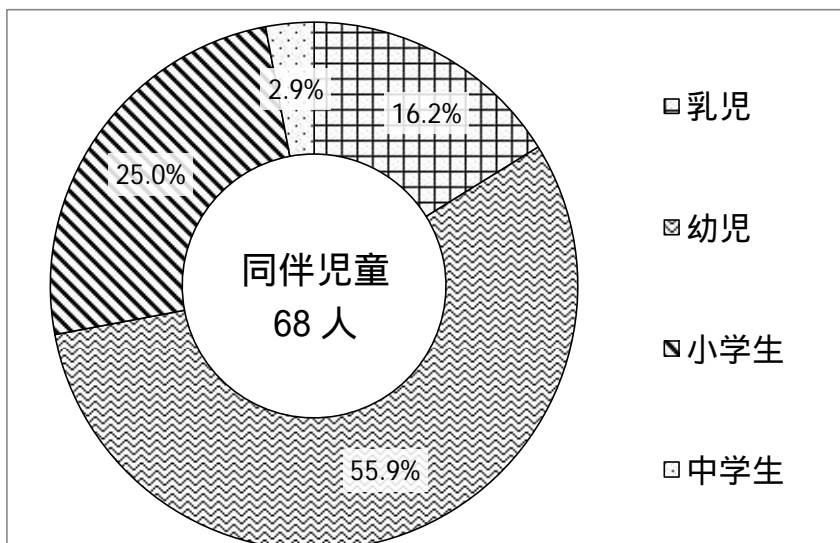
また、外国人被害者の支援に当たっては、在留資格や法律手続など複雑な対応が必要となる場合が多いことから、関係団体等と連携した支援や外国語通訳を介した相談を行っています。

< 図 - 17 埼玉県の一時的保護者の年齢別状況 (令和2年度) >



埼玉県婦人相談センター調べ

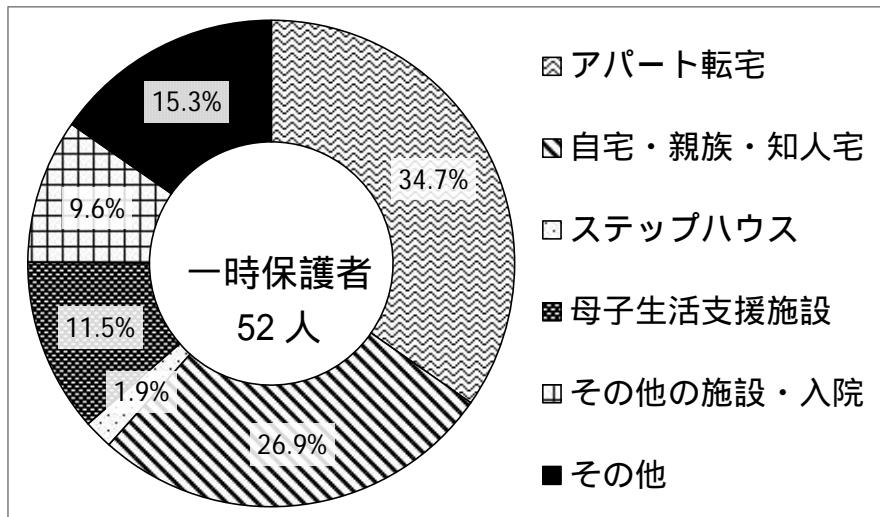
< 図 - 18 埼玉県の一時的保護者同伴児童の年齢別状況 (令和2年度) >



埼玉県婦人相談センター調べ

一時保護期間中には、退所後の生活設計に向けての様々な支援を行っています。退所先としては、アパート転宅が3割台半ばとなっており、転宅に際しては、多くの場合、保証人や緊急連絡先の確保に苦勞している状況にあります。

< 図 - 19 埼玉県の一時的保護者の退所先の状況（令和2年度） >



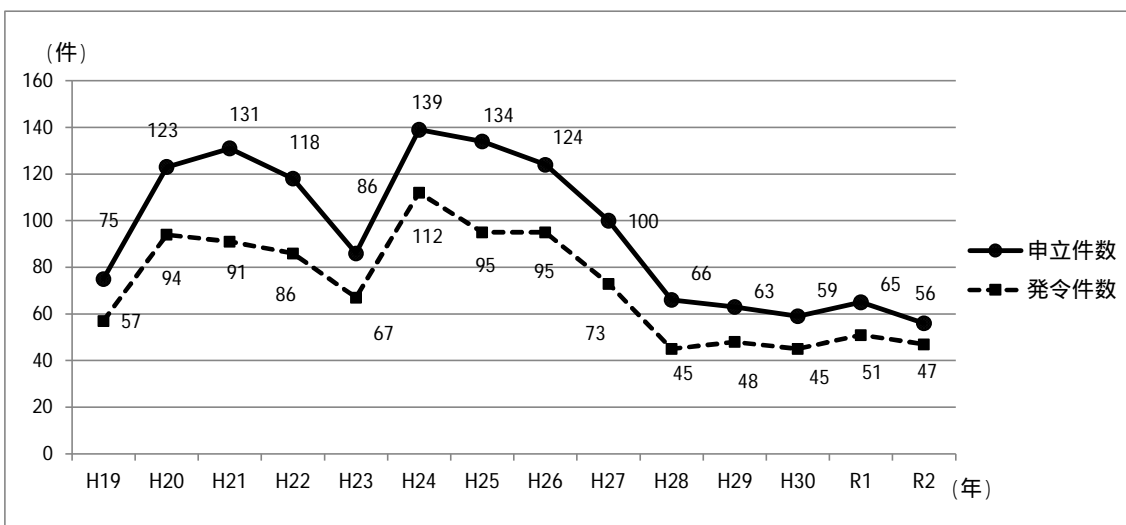
埼玉県婦人相談センター調べ

(6) 保護命令

保護命令制度は、被害者やその子供の安全を図る上で、一時保護と並んで有効な制度です。警察、裁判所等と連携し、制度に関する情報提供及び活用の促進について引き続き取り組む必要があります。

なお、児童福祉法等一部改正法の附則により、通報の対象となるDVの形態に加え、保護命令の申立てをすることができるDV被害者の範囲の拡大について、令和4年度を目途に国において検討され、必要な措置を講ずることとなっています。

< 図 - 20 さいたま地方裁判所管内の保護命令発令件数の推移 >



さいたま地方裁判所調べ

### (7) 自立支援

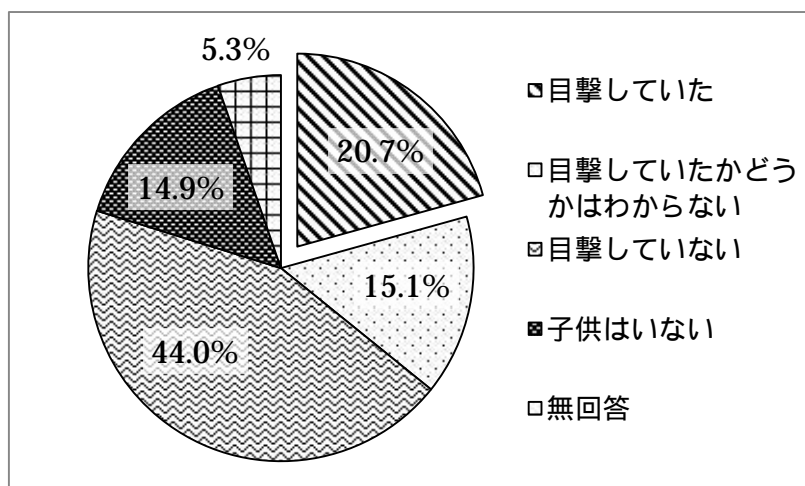
被害者の自立支援は、本人の意向と安全性の確保に配慮して行っています。

自立支援の内容は、経済的な支援にとどまらず、福祉、住宅、就業支援、子供の教育など多岐にわたります。県や市の配偶者暴力相談支援センターでは様々な情報提供を行っています。また、市町村が被害者のそれぞれ異なる事情に配慮した支援ができるよう、県として支援することも必要です。

被害者が自立するに当たっては、被害者自身の心の回復が重要となります。

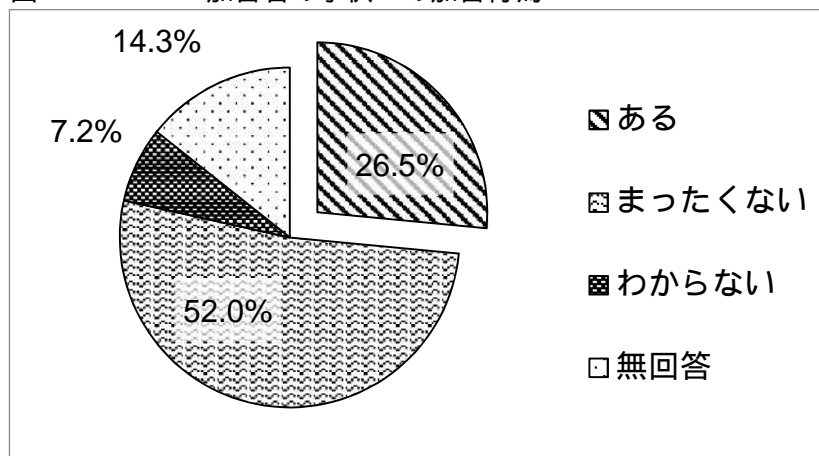
さらに、DVを目の当たりにした子供（いわゆる面前DVで心理的虐待を受けている子供）や直接虐待を受けた子供も多く、被害者の自立に当たって子供への支援も重要となっています。子供への支援に当たっては、児童相談所など関係機関との連携を図って対応しています。

< 図 - 2 1 DVを目撃した子供 >



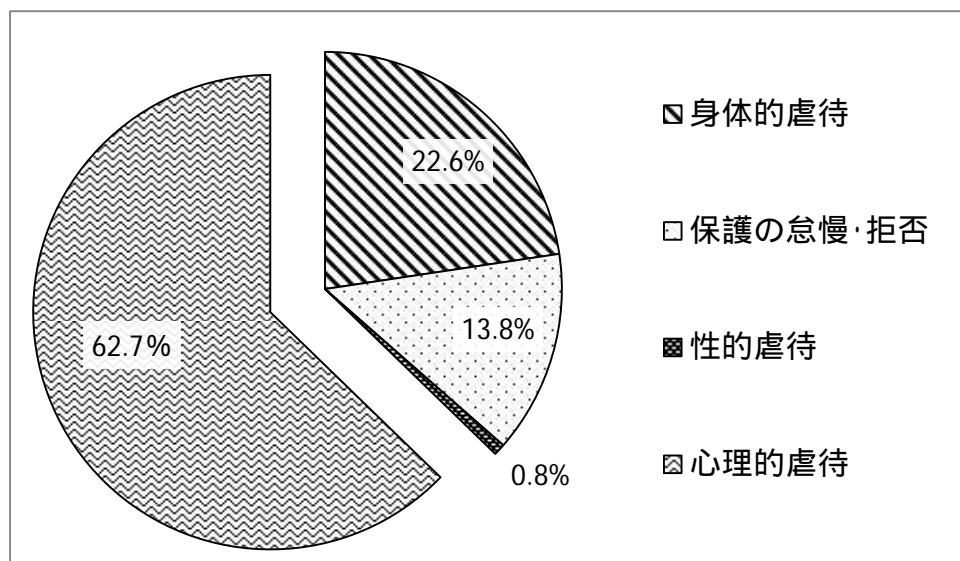
(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

< 図 - 2 2 DV加害者の子供への加害行為 >



(出典) 埼玉県「令和2年度 男女共同参画に関する意識・実態調査」

< 図 - 2 3 県内児童虐待相談対応件数に占める心理的虐待（令和 2 年度） >



（出典）「令和 2 年度の県内児童相談所の児童虐待に関する相談対応状況について」より作成

#### （ 8 ） 関係機関との連携

県では、平成 1 3 年度から「DV 対策関係機関連携会議」を設置し、庁内関係各課所に加え庁外の関係機関とともに被害者が必要とする支援を円滑に行うための対応方法等の検討を行っています。

また、市町村は被害者とその家族にとって身近な相談窓口であり、地域での自立を図っていくために重要な役割を担っていることから、県は必要な支援を行うとともに、連携を強化し被害者への切れ目のない支援を図っています。

きめ細かな支援が可能な民間団体の果たす役割も大きく、一時保護や地域における継続的自立支援など、連携をしながら DV 対策を推進していく必要があります。

## 10 計画の体系

### 目標：配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

基本目標	施策の基本的な方向	実施施策
I 暴力を許さない社会づくりの推進	1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	①DV防止に係る広報・意識啓発 ②人権啓発の推進
	2 暴力防止に向けた学校教育等の推進	①人権教育の推進 ②いじめや暴力行為の防止の推進 ③ <b>生命（いのち）の安全教育の推進&lt;重点1&gt;</b> ④教員、保育従事者等への研修の実施
	3 若年者に対する予防啓発の推進	① <b>デートDV防止啓発の推進 &lt;重点2&gt;</b> ②生命（いのち）の安全教育の推進（再掲） ③デートDV予防のための教育の推進
	4 子供に及ぼす影響に関する理解の促進	①DVが子供に及ぼす影響に関する啓発 ②教員、保育従事者等への研修の実施（再掲）
	5 加害者に向けた取組の推進	① <b>加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置&lt;重点3&gt;</b> ② <b>加害者とならない予防啓発の推進&lt;重点4&gt;</b> ③加害者への対応に関する調査研究
II 被害者の安全確保と支援体制の充実	1 早期発見のための取組強化	①医療関係者による発見・通報等の協力 ②保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進 ③教員、保育従事者等への研修の実施（再掲） ④民生委員・児童委員等への広報や研修の実施
	2 警察における被害防止活動の推進	①適切な対応策の助言と援助の実施 ②加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置（再掲） ③ストーカー加害者の更生のための働きかけの実施 ④再被害防止措置の実施 ⑤警察職員に対する研修の強化
	3 相談体制の充実	①婦人相談センターにおける相談・支援機能の強化 ②県男女共同参画推進センターにおける相談・支援機能の強化 ③県福祉事務所の相談・支援機能の強化 ④警察におけるDV被害者等の相談対応の充実 ⑤ <b>市町村における相談機能等強化への支援 &lt;重点5&gt;</b> ⑥民間団体における相談に対する支援 ⑦専門的な相談等への対応強化 ⑧災害時や感染症拡大等によるDVの深刻化への対応 ⑨ <b>若年者向けの相談体制等の充実 &lt;重点6&gt;</b> ⑩男性被害者への相談体制の充実 ⑪LGBTQなど性的マイノリティの方への相談体制の充実 ⑫性暴力被害者のための相談・支援の充実
	4 保護体制の充実	① <b>一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実 &lt;重点7&gt;</b> ②夜間・休日等の緊急保護体制の充実 ③一時保護委託の積極的な活用 ④広域的な保護の実施 ⑤中長期的な支援を要する被害者支援の在り方の検討
	5 外国人、障害者、高齢者への支援	①外国人への支援 ②障害者への支援 ③高齢者への支援
	6 関係機関の支援ネットワークの充実	①県域ネットワークの充実 ②地域ネットワークの充実
	7 被害者に関する個人情報の保護	①住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のための支援措置の周知徹底と適切な運用 ②関係機関における個人情報の適切な管理
	8 職務関係者の配慮と資質の向上	①DV相談ハンドブックの活用 ②専門研修の充実 ③地区別事例検討会の実施 ④二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化

基本目標	施策の基本的な方向	実施施策
III 安心して生活再建するための自立支援の充実	1 住宅の確保に関する支援	①県営住宅の期限付入居制度等の実施 ②市町村営住宅における協力要請 ③民間賃貸住宅に対する働きかけ ④民間賃貸住宅への入居支援 ⑤住居確保給付金の支給 ⑥母子生活支援施設への入所措置による支援 ⑦民間ステップハウスの活用
	2 心の回復に関する支援	①継続的な心のケアの実施体制の構築 ②グループ相談会等による自立支援の充実 <b>③DV被害者とその子供に対する心のケアの実施 &lt;重点8&gt;</b> ④民間団体による継続的自立支援
	3 就業に関する支援	①配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供 ②就業支援・職業訓練施策による支援 ③母子・父子福祉センターにおける就業支援 <b>④一時保護施設における就業支援 &lt;重点9&gt;</b> ⑤県男女共同参画推進センターにおける自立支援講座の実施 ⑥転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い ⑦民間団体による継続的自立支援（再掲）
	4 経済的な支援	①生活保護の適切な実施 ②子育てに関する経済的な支援 ③経済的支援制度に関する活用支援 ④国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知 ⑤介護保険に関する取扱いの保険者への周知
	5 法的手続に関する支援	①保護命令等法的手続の利用に向けた支援 ②警察による被害者の安全確保
	6 地域における支援	<b>①安定的な自立に向けての継続的支援 &lt;重点10&gt;</b> <b>②民間団体による継続的自立支援 &lt;重点11&gt;</b> ③民間団体等が地域で実施する集会への支援 ④民生委員・児童委員等への広報や研修の実施（再掲）
IV 子供の安全確保と健やかな成長への支援	1 早期発見と安全確保	①虐待の早期発見・早期対応の推進 <b>②DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化 &lt;重点12&gt;</b> ③教員、保育従事者等への研修の実施（再掲） ④被害者が同伴する子供の適切な一時保護の実施
	2 心身の健やかな発達への支援	①DV被害者とその子供に対する心のケアの実施（再掲） ②子供の心のケア対策の充実 ③被害者が同伴する子供への支援体制の充実
	3 保育・就学・学習支援	①転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い（再掲） ②被害児童生徒に関する適切な情報管理・就学についての情報提供 <b>③一時保護施設における保育・学習支援の充実&lt;重点13&gt;</b> ④母子生活支援施設における保育・学習支援
V 民間団体との連携・協働の推進	1 民間団体との連携の推進	①民間団体との連携の推進 ②専門的知見の活用・事業の協働実施 ③民間団体及び支援者等の安全確保
	2 民間団体の育成・支援	<b>①事業活動への支援 &lt;重点14&gt;</b> ②人材育成に関する支援 ③民間シェルター等への支援